

○吉本議長 通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、就学援助制度についてです。

経済的な理由により就学困難な小中学生の保護者に、学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度があります。2017年度予算案で、要保護世帯、生活保護世帯と同程度に困窮している世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が約2倍に引き上げられました。小学生に対する補助単価は、現在2万470円が4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられます。

日本共産党の国会議員が、参議院文教科学委員会で新入生全員が購入するランドセルや制服などの費用と就学援助が大きく乖離していると指摘し、抜本的に引き上げるよう要求しました。当時の馳 浩文部科学大臣は、乖離を認め、調査と対応を約束しました。そして、文科省は、新入学費用の実態を調査し、財務省に引き上げを要求し、結果、生活保護の教育扶助の単価まで引き上げることになりました。

国のこうした状況について、市の認識はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、岩出市においても、要保護世帯に対しての補助単価が当然見直しをされていると考えるが、どのようになっているのか、お聞きをいたします。

3つ目は、国会では、日本共産党の議員が就学援助の引き上げや入学準備金を立てかえをしなくても済むように、入学前の2月から3月に支給を行うよう求め、文科省の教育局長は、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮をするよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていくと、このように答弁しています。

文科省の初等中等教育局長も中学校入学前の前倒し支給について、補助対象とすることは可能だと答えました。就学援助は、生活保護を受ける世帯とそれに準ずる困窮世帯に学用品や入学準備用品など、学校生活にかかる諸費用を国と市町村が援助するものです。原則、小中学校に入学・進級後に申請し、支給される仕組みですが、今、子供の貧困などが問題となっていることもあり、入学にかかる準備金支給時期を2月から3月に前倒しする自治体が全国的にもふえてきております。

入学前の支給の88市区町のうち73市区町が、ことしの4月入学する子供から実施される予定です。この3月までに支給します。88市区町のうち49市区町が、新たな

小学校1年生と新中学校1年生の両方で実施され、39の市区町が新中学校1年生を対象にスタートし、来春には小学校1年生にも広げる自治体もごぞいます。来年1月から3月に開始する予定は24市区町もあり、合わせると、少なくとも112の自治体に広がってきています。

岩出市でも、昨年の決算委員会において指摘を行い、課題であると答弁をされておりましたが、新年度予算でも改善が見受けられませんでした。支給時期の見直しを行うべきと考えますが、これについてもご答弁をいただきたいと思ひます。

4つ目は、準要保護助成金の見直しについてでござひます。

今回の要保護世帯への補助単価引き上げによって、準要保護世帯、要保護に準ずる程度に困窮している世帯の就学援助についても問われてきます。

準要保護世帯に対する国の補助は、'05年に一般財源化で廃止され、援助の種類や単価は自治体の裁量に任されました。しかし、少なくない自治体で、国の補助単価や教育扶助の単価を参考に設定しており、各自治体では新入学費用の高騰に対応した援助単価の引き上げが求められてきています。国の要保護の補助単価が引き上げられたということで、当然、準要保護についても助成金の引き上げが行われるべきだと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告に従ひまして、市来議員の1つ目のご質問の1点目と2点目についてお答えいたします。

生活保護を受給されている方につきましては、修学旅行費以外の費用について、生活保護法に基づき扶助費を支給しております。それから、生活保護費のこれらの単価につきましては、平成29年度におきましては、改正がないと聞いております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の就学援助制度の3点目、支給時期の見直しについてお答えをいたします。

小中学校の新1年生の支給時期の見直しは、現在のところ考えておりませんが、全国的に入学前に支給する自治体も増加していることから、制度的なフォローアップが整えば検討してまいります。

次に、4点目の準要保護助成金の見直しについてですが、社会経済状況等を鑑み、今後検討してまいります。

以上でござひます。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、支給見直しについてでございます。やはり、なぜ文科省が児童生徒が援助を必要とするときに、速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知を市町村に出しているかということを考えていただきたいと思うんです。

これについては、他の市町村が増加傾向していることから、今後検討していくと言われておりますが、私が言った、今回88の市区町がやるということに言っています。資料もございますので、ぜひ実現をしているところから学びながら、ぜひこの岩出市でもできるように、来年度は必ずできるようにしていただきたいと。言っているのは、全部じゃなくて、当然、新中学校1年生からだともっとやりやすいと思うんです。それは小学校からもすぐにもらっている方々が多いということから考えれば、十分すぐに対応ができるのではないかと考えます。そうしたいろんな方法を模索しながら、ぜひ早期に実現していただきたいと思いますので、来年度には必ずやっていただきたいと思うんです。

あと、増額のほうについては、先ほどおっしゃられました。これについては消費税、多分8%に上がったときに、実際に準要保護の率というのは上がっているんでしょうか。というのは、これまでも経済的な困窮の問題であったり、いろいろ子供の貧困などを取り上げた中でも、準要保護についての消費税で上げられたということがなかったように聞いてるんで、8%のときに、この部分の費用というのは見直しされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

国が制度化をされて、まだ予算がついてないというふうにおっしゃったんですが、予算をつけることによって、岩出市はすぐに対応を同じようにやっていくということでもいいのかどうか、その辺の確認だけをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目なんですが、新1年生への支給時期の見直しをぜひ来年度中に実施してほしいというご質問であると思います。本市では、特に転出入が多いため、新1年生の新入学用品費の前払いには大きなリスクを伴う部分があると考えています。先ほど申し上げた制度的なフォローアップが整えばということをおっしゃったと思うんですが、こういったリスクを軽減する国等の制度が整えば、すぐに対応してまいりたいと考えてございます。

それから、2つ目に、8%に上がったときに見直しは行ったのかということですが、その時点では見直しは行ってございません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 2点目は、福祉事務所生活保護課に社会福祉士の配置についてでございます。

現在、子供の貧困、ワーキングプア、下流老人、老後破産など、さまざまな角度から貧困問題が取り上げられております。内閣府なども相対的貧困率等に関する調査分析結果を発表し、格差に関する議論が高まっているとしています。相対的貧困率は、2012年の国民生活基礎調査では16.1%です。6人に1人が相対的な貧困層となっているのです。その中でも高齢者であること、特に単身、また母子家庭であることが相対的貧困率を押し上げております。

生活保護は、憲法第25条の生存権保障に基づくものであり、現に生活に困っていれば、誰でも権利として受けられるものです。生活保護申請数の急増による担当ケースの増加、ケースの事情の複雑化、訪問業務に伴う危険など現場で働くケースワーカーの負担は非常に重たいものになってきています。

不安定な受給者への接し方はとても難しく、重い責任が伴います。そうしたもとの、それぞれの事例は、原則、担当ケースワーカーの裁量で行われておりますが、ケースワーカーの仕事は、どの市町村でも特殊でハードな業務なため、生活保護の担当部署への配属を希望する職員は少ないと言われております。熱意を持って取り組んでいっても、燃え尽き症候群などになり、精神的な疾患となって、休職に至る方もおられると思います。

岩出市のケースワーカーの人数と指導監督を行う査察指導員の人数、また、1人当たりの受け持つ件数についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、訪問活動は、生活保護受給者の実態を確認する大切な場となります。ところが、事前に約束をとることなく訪問することが前提とされているために、全く会うことができない状況も出ているのではないのでしょうか。生活保護受給者にも当然生活があり、昼間は自宅にいない、出かけている方が多いというのが実態とな

っています。訪問について、1年以上面接できていないというケースはどうなっているのかをお聞きをいたします。

3つ目は、関係機関との連携についてでございます。先日、生活保護の申請、相談者の対応をしましたが、所持金はわずかしがなく、生活状況は水道などが給水停止をされているといったケースがございました。相談の上で、保護決定までは時間がかかることから、当然、担当者のほうは施設入所を進めましたが、本人は仕事を理由に、また施設入所の意味が理解されておらず、帰宅をされました。その後、連絡をとったときには、当然、所持金は底をつき、ほとんど食事をとらず、また家では水道がとまっているため、水分補給は外で行っていたという対応をしておりました。このケースの場合、最初にとった施設への入所を進めたという点では納得できるのですが、本人との意思疎通がしっかりとれていたのかが疑問になってまいります。また、本人も仕事に行かなければ収入がないと前向きな点もあり、帰ることを主張し、帰宅をしました。しかし、その帰宅をした場合、なぜ水道がとまっていることがわかっていたにもかかわらず、水道課に本人を案内できなかつたのかが残念でなりません。

電気、ガスなどとは違い、水道は地方公共団体が運営しています。こうしたケースに限らず、生活保護の申請に来られる方はさまざまな問題点を抱えることが多く、状況を一つ一つ聞く中で、市役所管内一人一人に合った対応と必要な対策を講じることが大切でございます。しっかりと縦割り行政ではなく、関係機関、また横とのつながり、そうした連携についてはどのようになっているのか、この点についてお聞きをいたします。

4つ目は、社会福祉士の配置の考えについてです。これまでも過去の一般質問でも取り上げました。社会福祉士の配置については、これまで社会福祉主事を配置している、また、今のままで大丈夫だなどとの理由で、配置をできておりません。専門職を配置することは、当然職員にとってもいいことではございますが、何より市民にとってもよりよいサービスの提供につながると考えます。社会福祉士の専門職をしっかりと配置をして、生活保護受給者の自立に向けた施策を充実する中で、生活保護の適正化も行うことはできるのではないのでしょうか。

こうした意味からも、社会福祉士の配置というのは十分に必要だと考えますが、市にその考えがあるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の2番目のご質問の1点目についてですが、ケースワーカーは4名、それから査察指導員が1名、1人当たりが受け持つ件数は、平成29年2月末現在で約77件となっております。

次に、2点目ですが、1年以上面接できていないというケースは、現在2件ございます。

次に、3点目についてですが、生活保護のケースワーカーは、被保護者のさまざまな生活課題解決のために、生活保護以外の職員とも連携が必要であり、高齢者、障がい者、母子、児童、女性など福祉関連法ごとの担当者との情報交換によって、多面的な視点から業務を行っております。また、福祉事務所内にとどまらず、水道、住宅、保育、労働、教育、医療、介護、税行政部門等との間で情報共有や連携を行っております。

最後に、4点目についてですが、社会福祉法第18条において、福祉事務所には社会福祉主事を置くこととなっております。しかしながら、社会福祉士については、その規定がないことから、現在のところ社会福祉士を配置する考えはございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、社会福祉士についてでございます。規定がないから、今のところ、現在置く必要はないという形でおっしゃいました。先ほども、私述べましたように、社会福祉士は、いわゆるソーシャルワーカーと呼ばれる社会福祉専門職の国家資格を取った方がやられております。身体的、精神的、経済的なハンディキャップのある人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように支援を行ったり、困っていることを解決できるように支えたりすることが主な仕事です。

こうしたスペシャリストを置くことによって、それが市民サービスにもつながるということ、もちろん先ほども言ったみたいに、77人ということ、当然、規定の80人以下になっているということ、十分いけてるんだということだと思っておりますが、しかし、そうではなく、やはり、それはたくさんの方々の生活保護の申請に来られる、相談に来られるというのは、大変さまざまなケースがあります。それをやっぱりしっかり受けとめて、どのような自立支援につなげていくのか、また、生活保護がいいのか、また、福祉施策として何ができるかというのをあらゆる面から、やっぱり取り込もうと思えば、しっかりサポートできる体制づくりというのが必要だと思います。

今現在、1人77件を受け持っているから4人が職員で、査察指導員が1人で十分だとは考えているんだというふうになるんですが、私は、市民側の立場からとったら、よりよくいろんなサポートをしてくれる状況、環境をつくっていただくというのは十分に必要だと思うんです。その点から見て、社会福祉士の配置という問題を考えていただきたいなと思うんで、もう一回、その辺については答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、2件が1年以上、面接できてないケースとなっております。この2件については、最後がいつだったのかという部分も含めてですが、今どのような対応をされているのかという件ですね。やはり会えてないというケースに対しては、やはりその方が一体どうなっているのか。受給をしているわけですから、その部分についてはしっかり自立を含めて、どんなふうになっているのかというのをやっぱり把握する必要があると思うんです。それについて、今後、どのようにしていこうと考えておられるのか、それをお聞かせください。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

生活保護の事務に関しましては、岩出町から岩出市になって、市制施行されてから、県のほうから移転をされてきたところです。今、10年たったところでありまして。生活保護のみならずなんです、生活保護のケースワークで重要なのは、知識と経験であると考えております。事務をやらしていただき、10年たって、職員の中では知識と経験は蓄積されてきているものと思います。社会福祉士のみならず、知識と経験というのが大事ではないかと考えてます。

職員の中には査察指導員、今やっておる者が経験年数8年、あとケースワーカーの中には、6年の経験のあるケースワーカーもおります。その中で、例えば、いろんなケースございます。その中でケース会議というのを大体週1回程度行われております。私、あるいは福祉課長のほうも入って、いろんな各個別のケースごとに対応を検討しているというところでありまして。

そこで、職員の間でのいろんな情報の共有というのもされておりますし、それから、会議の場ではなくとも、常にベテランが若手に助言や指導も行っておるといふようなところでもあります。その中で、当面はこの体制で、まずケースワーカーのスキルを上げていくというところに重点を置いてやっていきたいと考えております。

それから、もう1つ、面接できていない2件、これにつきましては、いずれも精神的な疾患のある方ということで、なかなかちょっと当人と直接お会いしてお話するのが難しいというところで、それぞれその世帯の家族でありますとか、それから病院の方、関係者の方から間接的に聞き取りなどを行って、状況を把握していると、そういうところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけなんですけど、先ほど、私、事例を挙げさせていただいた中では、結局、申請に行ったけども、水道がとまってた。なおかつ、家に帰ってしまった。福祉事務所の方は、施設入所を勧めたんですが、それを理解されてなかったのと、また仕事に行かなければならないという本人の思いもあって、帰らせてしまったというか、帰ってしまったんですね。

水道課に行けなかったという実態があったものですから、どのような形で連携がしっかりとれているのかという疑問に思ったところで、この問題を質問させていただいているわけなんです。

今、連携のほうについてはしっかりやっていただくことはもちろんのことですが、前向きに社会福祉士のほうについては考えていただきたいと思います。これについては職員自身をやっぱり、今までたくさんのケースを持ってきて、経験が当然一番大事だと思うんですが、その経験以上に、いろんなケースで社会福祉士の方は訓練されたり、事例を見ながら、しっかりとプロフェッショナルの目で、方向性を見つけ出しながらやるということが出来る方です。そうした方を入れることによって、職員自身もやはり相談がすぐできる、対応がすぐできるということが、市民にとっても十分にこれはサービスの向上につながると思うんです。また、自立への道にも早くつかむことにもなります。

そうした意味では、しっかりと私はこの分野については、配置を求めたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

議員のほうから個別のケース、今回の質問のきっかけになった個別のケースのお話もございました。このケースに関しましては、相談に来られたときに、即生活が困窮されていると判断して、申請書を受理して、手続に入ったというところでござ



います。

ただ、保護費については、きょう申請して、きょう渡すということはできない。ただ、ライフラインがとまっているというところもお聞きした上で、一時的に救護施設のほうへ保護開始まで入所されたらどうですかというふうにお話をさせていただいたところでは、

何回か勧めたところでありまして、議員おっしゃるように、ご本人、行きたくないというところであったわけですが、体調的にもし問題がある場合は、やはりそうはいうても、病院なりいろんなところへというところだったんですが、そういう部分では問題がないというところもありましたので、自宅へ帰っていただいて、何かあったら連絡するというようお願いしてというところであったわけなんですけども。そういう部分においては、連携体制として、救護施設との連携をとらせていただいたという中では、対応は適切であったのではないかと考えております。

ただ、ケースワーク、いろんな個別のケースワーク、いろんな分野あります。今回の件に関しましても、じゃあ、満点やったかというところ、そこはいろいろ検証して、これからにつなげて、いろいろ蓄積はしていかならんと考えております。

お答えとしましては、現時点で社会福祉士を配置することは考えてはおりませんが、ケースワーカーの質の充実は大変重要なことだと考えておりますので、これから、また組織的に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○吉本議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　3つ目は、水道料金滞納者への給水停止についてです。

岩出市では、水道料金の滞納者へ給水停止を今行ってきております。今、2つ目の質問において事例を挙げましたが、生活困窮者への給水停止は、生存権をも奪いかねません。これまで決算委員会などでの質疑の中で、給水停止を行っているところでは、住んでいるのか不明だ、また、住んでいないと見受けられるものを停止しているというふうにお答えをされております。給水停止に至るまでの手続については、どのように行っているのか、この点をお聞きをいたします。

2つ目は、2000年4月13日付で厚生省の水道整備部が水道事業管理者に対し、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行わないよう、関係部局と連絡、連携体制をとることなどを求めた連絡文書を出しています。この趣旨をどのよ

うに岩出市で生かされているのか、この点についてお聞きをいたします。

3つ目は、重大な事件が起きないうちに、給水停止処分については慎重に行うべきと考えるが、この点について、どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 3番目の水道料金滞納者への給水停止についての1点目、給水停止に至るまでの手続はのご質問にお答えいたします。

水道料金につきましては、2カ月ごとに請求させていただき、未納の方には納期限後20日以内に督促状を送付しています。さらに4カ月分以上の未納が続きますと、水道法第15条第3項及び岩出市水道事業給水条例第36条の規定に基づき、給水停止予告通知書を送付し、予告通知書納期7日間が経過しても何のご連絡もいただけない方には給水停止決定通知書を送付し、決定通知書納期7日間が経過しても、なおご連絡いただけない方に対し、やむを得ず給水停止を行っております。

次に、2点目の厚生省水道整備課の連絡文書の趣旨をどのように生かしていますかについてでございますが、水道料金滞納者につきましては、関係部署との連携を図り、分割納付による納付相談を行っております。

なお、納付相談の際、真に生活困窮と思われる場合は、生活保護の受給を働きかけるなど、福祉部局との連携に努めているところでございます。

3点目の給水停止処分は慎重に行うべきと考えるがどうかについてでございますが、給水停止処分については、議員のおっしゃるとおり慎重に行うべきと考えておりますので、水道法第15条第3項及び岩出市給水条例第36条の規定に基づき、今後とも公平な立場で、適正かつ慎重に行ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 給水に至っては、これまで福祉関係も含めて、各関係にやられているということだったんですが、その関係部局との連携・連絡体制というのは、水道をとめるに当たって、この間、どれぐらいの件数であったのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

もう1点目は、水道法の第15条第3項の部分ですけど、ここに書いているのは、給水に対する停止することができるというふうに書かれております。これはできるということで、やりなさいとは書かれてないということですので、この辺について

はどうなのかなという点がございます。

あと、1点目は、分納というか、決定通知書、給水停止執行通知書等々を見ていると、全ての停止予告通知書全てにおいて、給水停止を解除するためには、本条と上記の未納料金をご持参の上となっているんです。多分、未納料金というのは、これまでの未納した部分書かれると思うんです、紙に。この部分を持っていかなければ、水道がとまるとなるんですが、この払うお金がないと、行きにくいのではないかというのが考えられるんですが、相談の部分については、例えば、相談に乗りますという形で、一緒に通知をされているのか、その辺については、どのようになっているのかなというのがあるんです。

金額が載ってて、それを持っていかなければ、水道解除できないということになると、このお金がなければ、どうすることもできないとって、足を一步踏み出して、市役所のほうに相談というか、足を運べないのではないかという点が気になるんですが、その辺について、相談体制というか、そういう相談に乗りやすい体制づくり、そうした点ではどのようになっているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 水道法第15条の給水停止ができるというところなんですけども、水道事業は、市民生活にとって不可欠であります。また、水道事業の健全経営を維持していく上で、財源の確保も重要な課題であると考えております。

水道使用者から公平に料金を徴収する必要がございます。そういったことから、給水停止処分は欠かせない措置であるというふうに考えております。そうしたことから、今後とも滞納者の生活実態を十分把握し、納付相談に応じるなど、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

それから、相談のしやすいように通知しているのかということなんですけども、現在のところ、そこまでしてませんけども、市のほうへ出向いてきてくれれば相談に応じるということになります。

関係部局への連絡ということで、今まで、今年度1件ありました。生活保護等関係部局のほうへ相談に行ってもらっているのが。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長　これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

　　以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。